

労務通信

2016.10月号

平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」が公表



◆過労死等の労災請求件数が増加

厚生労働省から 2015 年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。

脳・心臓疾患の労災請求件数は 795 件（前年度比 32 件増）、業務上と認定された支給決定件数は 251 件（同 26 件減）で、このうち死亡件数は 96 件（同 25 件減）となりました。

なお、ここで言う「過労死等」とは、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」と定義されています（過労死等防止対策推進法第 2 条）。

◆精神障害の労災請求件数も増加

また、精神障害の労災認定については、請求件数は 1,515 件（前年度比 59 件増）となり、このうち自殺件数（未遂を含む）は 199 件（同 14 件減）でした。支給決定件数は 472 件（同 25 件減）となり、このうち未遂を含む自殺の件数は 93 件（同 6 件減）でした。

◆「時間外労働 80 時間」で立入調査の対象に

過労死等の労災認定については、「死亡・発症前における長時間労働の有無」が判断材料の 1 つとなります。脳・心臓疾患については、発症前 1 カ月間におおむね 100 時間の時間外労働があると業務災害であると判断されやすくなります。また、精神障害については、発症直前の 1 カ月におおむね 160 時間の時間外労働があると業務による心理的負荷が「強」と判断され、業務災害であると判断されやすくなります。労災認定についてはこの他にも細かい基準はありますが、長時間労働が長ければ長いほど「業務上である」と判断されやすくなると考えてよいでしょう。

なお、今年度から、労働基準監督署が企業に立入調査に入る際の基準が引き下げられました。これまでは「100 時間」の時間外労働が基準でしたが、これが「80 時間」に引き下げられており、対象が大幅に拡大されています。

長時間労働は従業員も会社も疲弊させてしまい、どちらにとっても好ましくない結果につながるリスクが増大します。恒常的に長時間労働となっていると問題解決の視点が見えにくくなりますので、早期の改善が必要です。

法改正情報

◆最低賃金が改定されます（広島県の時間額は793円に）。

全都道府県で最低賃金が改定されます。平成28年10月1日より順次発効となっております。お住まいの地域、勤務先の地域別最低賃金額にご注意ください。なお、広島県の最低賃金は、平成28年10月1日より、昨年度から24円引き上げの時間額 7 9 3 円となります。

なっと く さいちん

◎地域別最低賃金の全国一覧はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/

最低賃金Q&A

Q1：労働者と合意の上、最低賃金額より低い賃金を支払った場合はどうなりますか。

A1：労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなし、最低賃金額との差額を支払う必要があります。

Q2：罰則規定はありますか。

A2：50万円以下の罰金が定められています。

Q3：試用期間中の者でも、最低賃金は適用されますか。

A3：働くすべての人に適用されます。ただし、事前に許可を受ければ、最低賃金の減額の特例が認められる場合があります。

Q4：派遣労働者の最低賃金はどうなりますか。

A4：派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されます。

Q5：最低賃金は時間額で表示されていますが、月給者や日給者はどうチェックしたらよいですか。

A5：下記の方法で時間額に換算して、最低賃金額以上になっているか確認します。

●月給者の場合 ⇒ $\text{月給} \div 1 \text{か月の平均所定労働時間} = \text{***} (\text{時間額に換算}) \geq \text{最低賃金額}$

●日給者の場合 ⇒ $\text{日給} \div 1 \text{日の平均所定労働時間} = \text{***} (\text{時間額に換算}) \geq \text{最低賃金額}$

Q6：最低賃金に算入しない賃金はありますか。

A6：下記の方法は最低賃金額との比較に当たって、除外して考えます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金